

水給第 85 号
令和3年5月21日

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 宮崎 理
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（1）給水装置工事施行基準

・裏面のとおり

（2）排水設備工事施行基準

・裏面のとおり

【運用開始日】 令和3年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（6月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：Tel 099-213-8523

北部審査係：Tel 099-213-8524

(1) 給水装置工事施行基準

- ・ 給水装置工事の施行承認の一部改正 (P14、15)
- ・ 設計審査の申込方法の一部改正 (P16、17)
- ・ 特例直結直圧式の一部改正 (P29)
- ・ 給水管の口径の決定 (口径決定計算) の一部改正 (P51)
- ・ 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表の一部改正 (P61)
- ・ 給水装置の施工 (配管) の一部改正 (P77、78)
- ・ 給水装置の施工 (接合方法) の一部改正 (P82、83、96)
- ・ 給水管の明示の一部改正 (P98、99)
- ・ メーターボックスの一部改正 (P106)
- ・ 計算例 (損失水頭計算) の一部改正 (P 参 53)
- ・ 給水装置自主検査チェックリストの一部改正 (P 参 56)
- ・ 水質管理の一部改正 (P 参 65~67)
- ・ 検定公差及び使用公差の一部改正 (P 参 68)
- ・ 国道における給水管の管種の追加 (P 参 69~73)

(2) 排水設備工事施行基準

- ・ 排水設備工事の施行承認の一部改正 (P7)
- ・ 設計審査の申込方法の一部改正 (P9)
- ・ 屋外排水設備排水管の一部改正 (P71)
- ・ 排水設備自主検査チェックリストの一部改正 (P 参 30)